

令和6年 第11回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和6年11月26日（火） 午後1時30分開会
午後2時45分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
34	令和6年度一般会計補正予算第7号原案承認の件	承認
35	令和7年度予算要求（政策経費）原案承認の件	承認
36	摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
37	摂津市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
38	摂津市学校医の変更の件	承認
39	令和6年度摂津市立第二中学校学校運営協議会委員解任の件	承認

報告事項

番号	件名
1	令和7年度予算要求（政策経費）原案について
2	摂津市立鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討結果報告について
3	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
4	令和6年度10月までの問題行動等報告について
5	令和6年度10月までの問題行動等具体的事案及び追跡報告について
6	各課事業日程報告について

教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	若狭孝太郎 福 元 実 大 矢 優 子 藤 村 裕 爾 榊 奈津子	教 育 総 務 部 長 教 育 政 策 課 長 教育総務部副理事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教 育 支 援 課 長 生 涯 学 習 課 長 学 校 教 育 課 長 代 理 教育支援課長代理 教育政策課長代理 教育政策課係員	安 田 信 吾 小 西 仁 河 平 浩 一 田 中 大 介 羽 田 行 伸 武 田 進 介 千 葉 郁 子 樋 口 三 花 濱 岡 徹 藤 原 崇 裕 末 永 侑 希	こども家庭部長 こども政策課長 こども政策課参事 こども家庭相談課長 保育教育課長 保育教育課参事 こども家庭部副理事 兼出産育児課長	大 橋 徹 之 飯 野 祐 介 佐 野 嘉 宏 古 賀 順 也 湯 原 正 治 中 川 資 子 松 田 紀 子
--	---	--	---	--	---

教育長

ただいまから、令和6年第11回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は福元職務代理者です。よろしくお願いいたします。

本日は、付議事件が6件、報告事項が6件ございます。

まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。

議案第34号、議案第35号、報告事項(1)につきましては、会議を公開することで公正な審議が著しく阻害される恐れがあるため、報告事項(5)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、まず議案第36号から報告事項(6)まで進み、暫時休憩を取ります。その後、秘密会を宣言し、議案第34号、議案第35号、報告事項(1)、報告事項(5)の順に進みますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。

まず議案第36号「摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長

[摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

とても便利になるので私は賛成なのですが、使用者番号とは番号が付されるということでしょうか。公民館と同じように、インターネットでも予約できるようになればいいと思います。

生涯学習課長

使用者番号については、システムから自動的に付番され、同じように受付番号についても自動付番されるものです。公民館につきましては、今年の10月から予約できるようになっています。

教育長	他にご質問ございますか。
大矢委員	今までは、教頭先生が一括して受付をしていましたが、その学校の手間がなくなるということで非常に良いことだと思います。
教育長	他にご意見・ご質問等はございますか。ご質問等が無いようですので、 議案第 3 6 号「摂津市学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部を 改正する規則制定の件」について原案どおり承認することにご異議ござ いませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第 3 6 号「摂津市学校施設等の使用 に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については承認 いたします。 続きまして、議案第 3 7 号「摂津市民図書館条例施行規則の一部を改 正する規則制定の件」について生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	[摂津市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件につい て説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第 3 7 号「摂津市民図書館条例施 行規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認するこ とにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第 3 7 号「摂津市民図書館条例施行 規則の一部を改正する規則制定の件」については原案通り承認いたしま す。 続きまして、議案第 3 8 号「摂津市学校医の変更の件」について教育 政策課から説明をお願いします。

教育政策課長	[摂津市学校医の変更の件について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第38号「摂津市学校医の変更の件」について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第38号「摂津市学校医の変更の件」については原案通り承認いたします。 続きまして、議案第39号「令和6年度摂津市立第二中学校学校運営協議会委員解任の件」について学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課参事 (教育指導担当)	[令和6年度摂津市立第二中学校学校運営協議会委員解任の件について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	学校運営協議会の委員が1名減ることになりますが、解任されたことによって、もう1名代わりに入れたりすることはありますか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	現時点では、今年度は1名減で進むと学校から聞いております。
大矢委員	学校運営協議員会の委員は何名いらっしゃいますか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	1名減の状況で5名です。
教育長	他ご質問等がございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第39号「令和6年度摂津市立第二中学校学校運営協議会委員解任の件」について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし

教育長	異議なしとのことですので、議案第 39 号「令和 6 年度摂津市立第二中学校学校運営協議会委員解任の件」については原案通り承認いたします。 続きまして、報告事項（２）「摂津市立鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討結果報告」について教育政策課から順に説明をお願いします。
教育政策課長 教育総務部副理事 兼学校教育課長 生涯学習課長 こども政策課長	[摂津市立鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討結果報告について説明]
教育長	「摂津市立鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討結果報告」について説明が終わりましたが、部会が 3 つございましたので、まずは総務通学部会に関する内容で何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	統合にあたって、鳥飼東小学校の子どもたちの通学距離が長くなることを保護者が不安に思っているため、是非バスを走らせて欲しいと述べさせていただきましたが、バスに乗り遅れた等が発生した場合の対応については考えられていますか。
教育政策課長	バスに乗り遅れた場合、学校をお休みされているかなどの確認が必要であると認識しております。今後検討してまいります。
大矢委員	バスの中には、添乗員はおらず運転手のみですか。バスの中でのトラブル、例えばいじめが起こった場合の対応はどうですか。
教育政策課長	まだ詳細な検討に至っていないため、今後検討してまいります。
教育長	他にご質問ございますか。
榊委員	バスが遅延の場合、子どもたちは歩いて登校することに切り替えると説明に書いていますが、例えば 20 分バスが遅延した場合、子どもたちは歩いて学校に間に合うのでしょうか。

教育政策課長	状況によっては、学校に間に合わないこともあるかと思います。その場合についても、学校とも検討していかないといけないところですが、詳細な検討に至っていないのが現状です。
教育長	他にご質問ございますか。 通学バスの利用可能区域 1.5km について、統合通信でも発信されているので、地域の方や保護者の方に伝わっていると思いますが、こちらに関して事前に寄せられたご意見等がありますでしょうか。
教育政策課長	2 件ご意見がありました。2 件とも、利用可能区域 1.5km に満たない地域にお住いの方からで、「バスに乗りたい」とのご意見をいただいております。
大矢委員	通学バスが利用可能な区域の対象者は何名いますか。
教育政策課長	現在、約 80 名の予定です
教育長	他にご質問ございますか。 それでは、教育部会に関してご意見・ご質問等はございますか。
藤村委員	この検討報告書からは、組織や運営、施設についてはわかるのですが、新しい学校をつくるにあたって、他の学校区にはない特色のある学校づくりを行いたいなど、どのような学校づくりをしていくのか見えてこないです。唯一、こちらの資料の通信第 3 号に、現在進めている国の事業を基にした取り組みで、令和 8 年度の統合に向けて「子どもの主体性を育む魅力ある学校づくり」をキャッチフレーズとして学校づくりを進めていくと思いますが、報告書に記載しなくてよいですか。それ以前にどのような課題が両校にあり、統合に向けてそれらの課題をどう解決していくのかについて教えてください。
教育総務部副理事 兼学校教育課長	その内容について議論をしたかどうかについてですが、根本の内容であると思います。0 次会と称して、学校では管理職の方々と関係者と対話を行ってきました。報告書の 20 頁に今後検討することとして、校務分掌の 2 番に記載していますが、統合通信第 3 号の内容で、国立教育研究所の「子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究」を進めてお

り、摂津市はそのモデル校である鳥飼小学校、鳥飼東小学校で、「子どもたちが自治する学校」、「子どもたちが主語の学校づくり」を進めています。基本としては、その内容で学校づくりを行っていくことを両校共通認識もとれており、具体的にどのような活動をしていくかに関しては、現在も検討しながら実施しているところです。報告書にも記載があるように、鳥飼地区には事業所等がたくさんあり、摂津市で進めてきたキャリア教育や体験活動など地域の特性を生かしたものを行っていくことと、コミュニティスクールを生かした学校づくりについて検討しています。

藤村委員

学校なので、公平性のためにも他の校区とは変わったことはできないことを前提としながらも、この学校の魅力は何か、もっと大きな夢を描けるような、どのような学校をつくっていきたいのか、令和7年度は具体的にどのような取組を行っていくのか、今やっている取組を踏襲するのではなく、「なるほど」と思えるような取組を盛り込んでほしいと思います。

教育長職務代理者

校務分掌については、両校で詳しく細かく協議されてつくってこれたと思います。しかし、教育課程について不明確であるようなので、特色のある教育課程を打ち出して、保護者の方々が「この新しい学校に行ってみたい」、子どもたちが「新しい学校に行くところのようなことがあるんだ」というのが見えてこないです。教育課程の編成がどこまで進んでいて、お互いの学校がどのように魅力ある学校づくりを推進していくかについて、報告書から見えてこないように感じます。

教育総務部副理事
兼学校教育課長

特色のある学校づくりの内容で言いますと、「子どもが自治する、子どもが主語の学校づくり」を行っていくことです。これは、簡単なようでとても難しいです。この取組により、両校は特色が生まれ、成果が出てきています。全校に展開したい内容で、摂津市として新しい学校は、これをコンセプトとして打ち出しながら、子どもたちには居心地がよく、安全安心に過ごせるような、子どもたちが主語である学校づくりを進めていきたいと思います。

教育長職務代理者

子どもたちを主語として、子どもたちが中心となって活動をして学校をつくっていくとのことですが、具体的にはどのようなことを行ってい

くのかお聞きしたいです。例えば、中学校では生徒会を中心として、子どもたちが考えながら校則を作っていくことを行っていますが、小学校では子どもを中心にどのように進めていくのかについて、もう少し具体的に教えていただきたいです。

教育総務部副理事
兼学校教育課長

子どもを中心とした学校づくりについては、学校教育というものが子どもたちにとって意味のあるものなのか、学校の教育活動が子どもたちを大切にしているものであるかを日々問い直していく教育活動のことです。子どもたちの教育活動を子どもたちに聞きながら、子どもたちの意見を最大限に理解しながら教育活動を展開していきます。具体的に何をするかを現時点で決めるものではないです。このような取組を、子どもたちの状況に応じて、子どもたちを信じて、委ねて、任せてみるということを日々展開していくという取組なので、具体的に何をするかを提示してしまうと、子どもたちにそれをやらせてしまうことになるので、なかなか難しいところです。考え方をしっかりと持ちながら、日々教員が子どもたちにとってどうなのかを考えていくことが、国の「子どもの発達を支える生徒指導に関する調査研究」の趣旨となっています。

大矢委員

教員の思考を柔らかくしないとできないということですね。例えば、絵画の授業で、教員が示した内容に対して、子どもから意見が出たら、可能なら子どもの意見を汲み取って柔軟に授業内容を変えていくことができるようなことですか。教員自身が考え方を変えていくということですか。

教育総務部副理事
兼学校教育課長

教員の考え方を変えていく必要があります。先ほどの、絵画を子どもが「このように描きたい」という子どもの意見をそのまま採用するのではなく、学習指導要領の内容を踏まえ、教員が子どもたちに身に付けさせたい力をしっかりと見定めたうえで、やり方やアプローチの仕方、評価の仕方、意見交換の方法等については、子どもたちのこれまでの成長や発達段階にあわせて、やり方を変えていくということです。

大矢委員

学習指導要領を踏まえてとのことですが、保護者から先生方は話を聞いてくれないとの声も聞きますので、是非、先生方の頭を柔らかくしていただきたいです。また、何か起こったときに、命にかかわることや怪我をすることをしたときには、直ちに厳しく指導する必要があると思ひ

ますが、そうではないときは、子どもたちの話をまず聞いてあげる姿勢が必要です。新しい学校をつくるにあたって、教員はまず子どもに「なぜそうしたのか」等を聞けるような姿勢を身に付けてほしいと思います。

教育長

教育課程とか特色とか細かいところはこれからまだまだ詰めていくところであると思いますが、子どもたちや保護者が「統合してよかった」と思えるような学校づくりをすることは大前提であります。新しい学校を教員がワクワク感をもって迎えてほしいと思います。目指す学校像について、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の子どもたちをこのように育んでいきたい、育みたい子ども像を、今の二校の教職員たちが中心となって深めてほしいと思います。統合に対してワクワク感をもって進めることが、子どもたち、保護者にとっての期待感に繋がっていくと思います。統合への夢やイメージを持つことで、統合の理念を収れんさせていってほしいと思います。

では、最後に PTA・学童・地域部会について、ご質問等ありますでしょうか。

大矢委員

PTA についてですが、委員の構成を見ますと、校長、教頭、市役所の関係者となっています。PTA の代表や保護者の生の声を聴くべきではないかと思います。

生涯学習課長

実際の PTA 部会につきましては、これまでに計 5 回行っておりまして、両校の PTA 代表や役員たちが毎回参加して話をしてくださっています。

教育長職務代理者

PTA に関して言いますと、先述のメンバーに参加している方、統合協議に参加されている方は、十分理解されていると思います。しかし、実際は、双方の学校から役員になってこられたときに、前校との比較をすることが実際問題として学校現場では生じてくると思います。PTA の役員レベルではなく、PTA の一般の会員の方へも統合によって変わる内容について十分に周知しないと、いざ新しい学校が始まったときに齟齬が生じ、大変苦勞をすることが出てくるのではないかと思います。

教育長

他にございますか。

大矢委員	PTA は任意団体であるにもかかわらず、それを知らずに強制的に加入していたということが問題となっています。PTA は現在難しい立ち位置にあります、私としてはPTAは存続してほしいですし、このご時世だからこそ活動してほしいと思います。二つの学校が集まると、保護者もそれぞれ考え方が違うので、そのあたり上手くやってほしいと思います。
榑委員	PTA に関してですが、例えば PTA の在り方について協議するときに、統合の当事者である両校以外の学校の PTA の方に、オブザーバーの立場から参加していただき、「自分たちの学校の PTA はこうだよ」のような意見をいただく機会がありますか。
生涯学習課長	それについては存じておりません。
榑委員	今ここで規約の内容を見させていただきましたが、私の子どもが通っている学校の PTA では、大きく違うかたちで運営をしてくださっていて、保護者である私もとても助かっている部分があります。みんな嫌々やっているわけではないという状況の PTA です。なので、いろいろなやり方があると思います。もちろんそれに伴って大変な面も出てくるとは思いますが、実際にやっている方の意見を聞く機会があれば、その在り方をもっと広い視野でみることができるのではないかと思います。半強制的に PTA 会員にならざるを得ない保護者についても、嫌々やるのではなく、やはり協力しようという気持ちでやってくれた方が、打ち合わせなど何かをやる際にうまく進むと思います。余計なトラブルが少ないと思います。今あるものをくっつけるだけではなく、新しい意見を取り入れる機会があれば設けていただいた方が PTA に関してはいいのではないかと思います。
教育長職務代理人	地域の関係ですけれども、鳥飼東小学校を使用していた団体の方が使えなくなることになるので、鳥飼東小学校の跡地はどうされるのでしょうか。グラウンドは開放できるような気がするのですが、現状どうでしょうか。それとも、鳥飼東小学校は一切使えないということでしょうか。そのあたりの地域との話し合いや団体との関係はどのようになっていますか。

生涯学習課長	学校開放で、現在、鳥飼東小学校を使っている団体については、近くの学校を使用してもらうことになっています。鳥飼東小学校につきましては、学校条例からなくなると、学校ではなくなるので、学校開放というカテゴリーには入らなくなってしまうますが、それは条例上の話になってきますので、それに関しては今後検討していきたいと思っています。
教育長職務代理者	せっかくグラウンドがあるので、使えない、誰も使わなくて適切に管理されなくなってしまうたらもったいない話ですよ。何とか使える方向で、学校開放という名前は変わるかもしれませんが、よろしくお願いします。
榊委員	先ほどの地域の学校開放の件に関してですが、鳥飼東のグラウンドが使えなくなったので、他の学校のグラウンドを借りるにあたって、現在グラウンドを使っている団体と日にちの折り合いを付けないといけないということで話し合いをもつ場があると思います。私が小耳にはさんだ話なのですが、鳥飼東小学校をもともと使っていた貸してほしい側の人々は参加していましたが、貸してあげなければならない側の人々は誰一人参加していなかったため、話し合いにならなかったと聞いています。そのようなことがないように、話し合いをする連絡が市役所からあったとは聞いていますので、そのような話し合いがある際は、きちんと双方参加できるように気を配っていただければと思います。貸してあげなければならない側は、「自分たちがなぜ使えないんだ」という気持ちも子どもたちにもあると思うので、そのあたりも協力し合う、譲り合うことを学ぶ上で必要ではあるかと思っていますので、ちょっと手を差し伸べていただければと思います。
教育長	他、どうでしょうか。ご意見・ご質問以外にも、要望・提案等あったかと思っています。各担当課で対応をよろしくお願いします。 続きまして、報告事項（３）「事業実施に伴う後援名義の使用承認について」教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]
教育長	後援名義の使用承認について新規２件を含めた報告・説明が終わりま

	した。何かご意見・ご質問等はございますか。
全委員	質問なし
教育長	とくにご質問ございませんので次に進みます。 報告事項（４）「令和６年度１０月までの問題行動等報告」について学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課参事 （教育指導担当）	[令和６年度１０月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	先ほどの小学校の統合につながる話ですね。いじめが起こったときとか、何か揉め事が起こったときとかに、いじめが起こったときに先生がその場を制するのではなく、子どもたち自身が自分たちで解決するという方向を目指してほしいです。統合する小学校でもそのようになってほしいです。
教育長	他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。 それでは、ご意見・ご質問等が無いようですので、次に進みます。 報告事項（６）「各課事業日程報告について」教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	[各課事業日程報告について説明]
教育長	説明が終わりました。ご質問ございますか。 それでは、特にございませんので、秘密会以外の審議については全て終了いたしました。 会議の始めに、お諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。ご苦勞様でした。 それでは、暫時休憩します。
	《暫時休憩》
教育長	それでは秘密会として再開いたします。

まず、議案第34号「令和6年度一般会計補正予算第7号原案承認の件」について、教育政策課から順番に説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。

ただ今をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

以上で本日の教育委員会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。